

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第19回） 第32回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部 会議 合同会議

日時：令和2年7月2日（木）午後9時～

場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）

出席：知事、副知事、統轄監

令和新時代創造本部、危機管理局、総務部、福祉保健部

子育て・人財局、教育委員会

鳥取市長、鳥取市保健所、アドバイザー

※鳥取市テレビ会議参加者

副市長、総務部長、危機管理部長、税務・債権管理局長

人権政策局長、企画推進部長、企画推進部経営統轄監

市民生活部長、環境局長、福祉部長、健康こども部長

鳥取市保健所長、経済観光部長、農林水産部長、都市整備部長

下水道部長、教育長、病院事業管理者、水道事業管理者

市議会事務局長、鳥取市各総合支所長、消防局長

議題：◇新型コロナウイルス感染症陽性者の発生について
◇その他

県内における新型コロナウイルス感染症患者の確定について(第1報)

4例目

1 患者の状況

性別：男性

年代：30代

職業：鳥取市保育士

居住地：鳥取市在住

2 経緯

6/19～21 東京都訪問

6/22～26 勤務

6/27 広島県訪問

6/28 イベントに講師として参加（鳥取市内）

6/29 勤務

6/30 朝：頭痛、夜：鼻水、寝苦しさあり、勤務

7/1 発熱（37.6℃）、医療機関受診 →風邪の診断、仕事休み

7/2 発熱（37.7℃）、味覚・嗅覚障害あり

発熱・帰国者・接触者相談センターへ相談

→診療所へ電話相談するよう指導

※診療所は経過観察の指示

本人から、再度相談センターへ相談

→発熱・帰国者・接触者外来へ受診、検体採取

3 現在の患者の状況

感染症指定医療機関に入院

対応方針

1. 患者対応

感染症指定医療機関に入院のうえ、治療を継続

2. 濃厚接触者等への対応

- 積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者等を特定
 - 最終接触日より2週間の健康観察
 - 外出自粛要請
- 同意を得た上で、濃厚接触者や検査を希望する方等に対し、PCR検査を実施

鳥取県版新型コロナウイルス警報

発令区分

注意報

発令地域

東部地域

発令期間

本日から2週間

(7月15日まで ※状況に応じ延長)

【発令に伴う対応】

- 保健所に疫学調査応援職員を派遣
- 医療・福祉施設に施設内感染対策の確認を要請
- 入院協力医療機関に病床確保の準備を要請

鳥取市コロナシグナルについて

市内で新規陽性患者の発生に伴い鳥取市コロナシグナル を**オフ**から**オン**に変更。

鳥取市コロナシグナル

☆新規陽性患者の発生に合わせた市の対応を共有し、新型コロナウイルス感染症の効果的な感染防止、感染拡大防止対策に努める。

| シグナル | | オフ | オン |
|--------|----------|--|---|
| 新規陽性患者 | | なし | あり |
| 活動制限 | イベント・会議等 | <ul style="list-style-type: none"> ・手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、「新しい生活様式」に基づく基本的な感染防止策を徹底すること。 ・イベント等の主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント・会議等前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけを行うこと。 ・イベント等の主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意をはらうこと。 ・イベント等の参加者には、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることを周知すること。 また、発熱等の症状がある者はイベント等に参加しない措置を講じること。 | 感染が確認された日から起算して14日を経過しない間に開催するイベント等は、原則中止又は延期とする。 ただし、国・県のガイドラインの実践等により、感染予防が図られる場合はこの限りではない。 |
| | 市有施設 | 感染拡大を予防する事項の呼びかけ <ul style="list-style-type: none"> ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 | 感染者が発症2日前以降に使用した施設は濃厚接触者のPCR検査結果（陰性）が確定するまで休館とする。 閉館している施設については、イベント・会議等の開催に関する基本的な考え方を踏まえ施設の使用継続・中止・延期の判断を行う。ただし、利用者が地域住民に限り、かつ利用者が特定される場合にはこの限りではない。 |

※陽性患者の確認状況、行動歴などにより対応を変更する場合がある。

※新規陽性患者確認された日から14日間新たに陽性患者が確認されない場合オフにする。

県庁の対応

○鳥取市保健所支援のため、土日を含め常時30名の応援態勢を再構築

疫学調査への応援のほか、検体搬送、その他の応援を行うための態勢を再構築。

○東京本部の対応

東京本部職員は、勤務時においては在宅勤務のさらなる活用などにより密を避けるとともに、あわせて生活においても、手指消毒、マスク着用など感染予防を徹底する。

○県外への出張（特に東京への出張）

- ・出張先の新型コロナウイルス感染症拡大状況をよく確認すること。
- ・出張が必要な場合はマスク着用、手指消毒など感染防止対策を徹底するとともに、感染リスクの高い場所への立入りを控えること。

○県庁東部地区の職員の対応

東部地区で注意報が発令されたことを踏まえ、マスク着用、手指消毒など感染防止対策を徹底すること。

県民の皆様へ

- ◆鳥取県東部に、新型コロナ注意報を発令します。
「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人と人との感染防止距離(概ね2メートル)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用、こまめな手洗い、こまめな換気などの感染予防に万全の注意を払っていただきますようお願いいたします。
- ◆今後、患者の行動歴をもとに接触者の確認を行います。
- ◆県民の皆様にあっては、県のウェブページなどから正確な情報を確認し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静な行動をとっていただくようお願いいたします。

県民の皆様へ

◆「新型コロナ克服3カ条」を守って、感染予防にあたりましょう。



◆医療機関を受診したいと思ったとき、事前に電話して指示に従うようにしましょう。

◆風邪症状や発熱、味覚・嗅覚に違和感が出たら、外出は控え、まず、「発熱・帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

電話：0857-22-5625(鳥取市保健所)

0858-23-3135・0858-23-3136(倉吉保健所)

0859-31-0029(米子保健所)

東京都における感染拡大

◆県民の皆様におかれましては、東京都に行かれる場合には、特に感染の確認が相次いでいる新宿、池袋などの接客を伴う飲食店をはじめ、夜の街への外出を控えるとともに、「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人々との感染防止距離(概ね2メートル)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用などの感染予防に万全の注意を払っていただきますようお願いいたします。